

不動産競売事件の円滑かつ迅速な進行を図るため、次の事項についてご協力をお願いします。

なお、名寄支部、紋別支部、留萌支部、稚内支部の民事執行事件の申立ては、旭川地方裁判所本庁で取り扱っています。

1 不動産競売事件の進行等に関する照会書（回答）の提出

「不動産競売事件の進行等に関する照会書（回答）」にご回答の上、申立時又は申立後速やかに民事部競売係に提出されますようご協力をお願いします。用紙は民事部競売係に備え置いています（旭川地方裁判所ウェブサイトの「申立て等で使う書式例【民事】」ページでダウンロードが可能です。）。

2 申立ては、売却単位で

複数の物件について競売を申し立てる場合、物件所在地が点在し、別々に売却することが予想される物件は、それぞれ別個の申立書で申立てをしていただくようご協力をお願いします。

※ このような物件を1個の申立書で申し立てますと、全物件について三点セット（現況調査報告書、評価書及び物件明細書）が揃うまで売却できず、時間を要することになります。結果的に債権回収に時間を要することにもなりかねません。

3 申立書は、提出する前に点検を！

不動産強制競売、担保不動産競売申立書を提出する際には、申立書の記載内容、押印、添付書類等を点検した上で提出されますようご協力をお願いします。

なお、申立てに必要な資料等につきましては、お問い合わせください。

【お問い合わせ・申立書送付先】

〒070-8640 旭川市花咲町4丁目

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148